

答申第1号

平成25年5月15日

富山地区広域圏事務組合

理事長 森 雅志様

富山地区広域圏事務組合情報公開審査会

会長 金川治人

公文書の一部公開決定に係る異議申立てについて（答申）

平成25年4月8日付け富広組第7号で諮問された公文書の一部公開決定に
係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

第1 答申の結論

「12月18日山本最終処分場への試験焼却灰搬入の件で、当日話し合い
を求めた住民らを広域圏事務組合が告訴した件について、告訴を検討・決定
を示す議事録、書類一切」についての公文書公開請求に対し、富山地区広域
圏事務組合理事長が一部公開とした決定は、妥当である。

第2 本件の経緯

1 異議申立人は、平成25年2月28日、富山地区広域圏事務組合理事長（以
下「実施機関」という。）に対し、「12月18日山本最終処分場への試験焼
却灰搬入の件で、当日話し合いを求めた住民らを広域圏事務組合が告訴した

件について、告訴を検討・決定を示す議事録、書類一切」について公開の請求を行った。

2 実施機関は、「12月18日山本最終処分場への試験焼却灰搬入の件で、当日話し合いを求めた住民らを広域圏事務組合が告訴した件について、告訴を検討・決定を示す議事録」については、文書を保有していなかった。

また、書類一切については、告訴に係る起案文書を特定した。

3 実施機関は、議事録については、当該文書を保有していないため公開しないとし、また、起案文書については、当該文書に記載された「被告訴人の氏名、住所、団体名の部分及び告訴状別紙（案）」が富山地区広域圏事務組合情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1号（個人に関する情報）及び同条第6号（刑事訴訟法第47条及び同法第53条の2に該当する情報）に該当する情報であることから公開しないとして、一部公開の決定をした上で、平成25年3月13日付け富広組第142号富山地区広域圏事務組合公文書一部公開決定通知書により異議申立人へ通知した。

4 異議申立人は、平成25年3月21日、実施機関に対し、同決定を取り消し、全部公開を求めて異議申立てを行った。

5 実施機関は、平成25年4月8日、条例第17条の規定に基づき、当審査会に諮詢した。

第3 異議申立ての理由の要旨

異議申立人が異議申立書において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

1 実施機関が告訴を検討・決定を示す議事録が存在しないことを理由に非公開としたのは「知る権利」の侵害である。刑事告訴の決定に関する12月1

8日焼却灰搬入当日の報告書、記録、録音・FAX・広域圏各理事のメモ、関係者の記録などを全面公開すべきである。

- 2 起案文書に記載された被告訴人の氏名、住所、団体名の部分及び告訴状別紙（案）を公開しない理由として、条例第7条第1号（個人に関する情報）及び同条第6号（刑事訴訟法第47条及び同法第53条の2に該当する情報）に該当する情報であるためとあるが、今回の告訴状は、個人的な秘密という個人情報には当たらない。
- 3 今回の情報開示は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第7条に規定する「公益上、特に必要があると認める」場合に相当するため、住民告訴に関する全ての情報の開示を求める。

第4 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例第1条は、「富山地区広域圏事務組合（以下「組合」という。）の組合行政に関する住民の知る権利を尊重し、住民の公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、住民の組合行政への参加を一層促進し、もって組合行政について住民に説明する組合の責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた組合行政の推進に資することを目的とする。」と規定している。

したがって、住民の公文書公開を請求する権利が十分尊重されるように努め、原則公開の精神にのっとり、条例の解釈・運用がされなければならない。

2 異議申立てに係る文書

本件対象公文書は、平成24年12月18日に実施した東日本大震災によ

る災害廃棄物焼却試験の焼却灰運搬業務に対して妨害行為を行った者を威力業務妨害罪で告訴するために、実施機関が作成したものであって、内容は次のとおりである。

件名、起案理由、被告訴人の住所・氏名・団体名、告訴状（案）、起案日、決裁日、施行日、起案者の所属・氏・職・印、決裁権者の職・印、稟議者の職・印等が記載されている。

3 本件の争点

実施機関は、本件対象公文書のうち「告訴を検討・決定を示す議事録」については、文書を保有していないとして非公開とした。また、「告訴に係る起案文書」については、被告訴人の氏名、住所、団体名の部分及び告訴状別紙（案）が条例第7条第1号（個人に関する情報）及び同条第6号（刑事訴訟法第47条及び同法第53条の2に該当する情報）に該当するとして一部公開とした。

これについて異議申立人の主張と実施機関の主張とが対立しているので、本件においては、

- ① 告訴を検討・決定を示す議事録を保有していないとした非公開決定が妥当か否か。
- ② 本件対象公文書に記載された被告訴人の氏名、住所、団体名の部分及び告訴状別紙（案）が条例第7条第1号（個人に関する情報）の規定及び同条第6号の規定（刑事訴訟法第47号及び同法第53条の2の規定）に該当するか否か。

が争点である。

4 爭点についての判断

(1) 告訴を検討・決定を示す議事録の非公開決定の妥当性について

条例第7条第4号本文は、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当な利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」については、非公開とする旨を定めている。

実施機関は、議事録は存在しないため非公開としたと主張するが、一方で、異議申立人は、議事録が存在しないことを理由に非公開としたのは「知る権利」の侵害であると主張する。

しかしながら、実施機関は、告訴するにあたって理事会は開催せず、理事長の専決において告訴を決定したものであり、議事録は存在していないということであるが、告訴の決定は必ずしも理事会に諮る事項ではないため、その理由についても相当性があると認められる。

なお、告訴を検討・決定を示す議事録については、それを公開することは率直な意見の交換が不当に損なわれるものであり、同号の非公開情報に該当すると判断することが妥当である。

(2) 被告訴人の氏名、住所、団体名の部分の非公開決定の妥当性について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、非公開とする旨を定めている。

実施機関は、本件対象公文書に記載された被告訴人の氏名、住所、団体名は、特定の個人を識別することができる情報であると主張するが、一方で、異議申立人は、告訴状は、個人的な秘密という個人情報には当たらぬと主張する。

本件対象公文書を検討したところ、特定の個人を識別することができる蓋然性は高く、実施機関の主張は、首肯できるものである。

以上のことから、本件対象公文書に記載された被告訴人の氏名、住所、団体名の部分については、同号の非公開情報に該当すると判断することが妥当である。

(3) 告訴状別紙（案）の非公開決定の妥当性について

条例第7条第6号は、「法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務のある国の機関等の支持により、公にすることができないと認められる情報」については、非公開とする旨を定めている。

実施機関は、この点につき、刑事訴訟法第47条には、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」との規定があることから、本件対象公文書のうち告訴状別紙（案）が同条の定める書類に該当すると主張するが、一方で、異議申立人は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第7条では、「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる」との規定があることから、今回の公文書公開請求は「公益上特に必要がある」と全面開示を主張する。

告訴状別紙（案）については、実施機関が主張する刑事訴訟法第47条の規定に該当するものではあるが、基本的には条例第7条第3号の「公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報」との規定に該当する文書と判断できる。

(4) 全面開示の公益上の必要性について

異議申立人が主張する全面開示の理由は、条例第7条第1号及び同条第3号の各規定の保護法益を上回るものではなく、公益性は認められない。

以上のことから、本件対象公文書のうち告訴状別紙（案）については、条例第7条第3号及び同条第6号の非公開情報に該当すると判断することが妥当である。

5 結論

以上のことから、「第1 答申の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関においては、今後とも住民に説明する組合の責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた行政を推進するために、住民にとって分かりやすい形での情報の提供に努められたい。

以上

(本件審議に関与した委員)

氏名	職業
金川 治人	弁護士
内山 弘道	弁護士
平川 英子	富山大学経済学部准教授
森 和博	立山町大森地区振興会長